

陸前高田都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(陸前高田都市計画区域マスタープラン)

平成16年5月

岩手県

陸前高田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定 (岩手県決定)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり決定する。

. 都市計画の目標

1. 都市計画区域の規模・範囲
2. 都市計画区域の現状・課題
3. 都市計画区域の将来像
4. 都市計画区域の基本方針

. 区域区分の決定の有無

. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (1) 商業地
 - (2) 工業地
 - (3) 住宅地
 - (4) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
 - (5) その他
2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (1) 交通施設の整備の方針
 - (2) 下水道の整備の方針
 - (3) 都市施設の整備における営農条件への配慮
3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
 - (1) 公園・緑地等の配置の方針
 - (2) 緑のネットワークの配置の方針
 - (3) 環境保全の方針

付図 陸前高田都市計画区域の将来像図

「内容については別添のとおり」

理由

一体の都市として整備、開発及び保全を行い、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため。

陸前高田都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

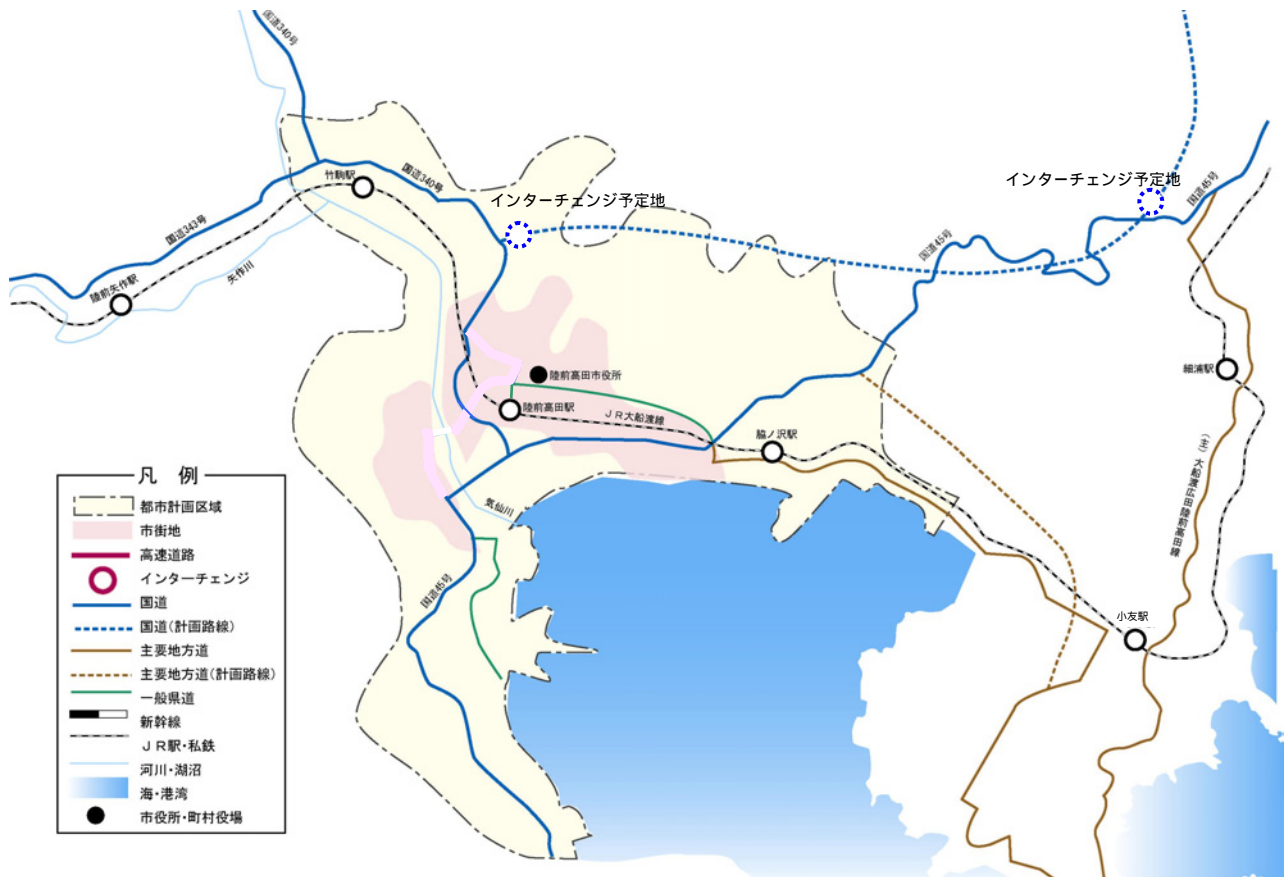
1. 都市計画の目標

1. 都市計画区域の規模・範囲

本方針は、陸前高田都市計画区域（以下「本区域」といいます。）を対象とし、その規模・範囲は以下のとおりです。

都市計画区域	市町村	範囲	面積(ha)
陸前高田都市計画区域	陸前高田市	行政区域の一部	2,250

陸前高田都市計画区域



2. 都市計画区域の現状・課題

本区域は、江戸時代には今泉村に仙台藩の代官所や肝入会所などが置かれるなど、気仙郡の中心の1つとして発展してきました。また、風光明媚な高田松原等をはじめとする観光資源に恵まれ、近年では本県でも有数の観光拠点となっています。

しかし、中心市街地の空洞化や過疎化の進展により、都市機能の低下が懸念される状況にあり、大船渡都市圏と連携し、既存の都市基盤を活用しつつ、都市機能の強化と快適な都市環境の整備を図る必要があります。

3. 都市計画区域の将来像

「岩手県都市計画ビジョン」において掲げた都市づくりを実現するため、本区域の将来像を次のとおり掲げます。

健康で文化の薫る海浜交流都市

農山漁村風景に代表される豊かな自然、文化、歴史等の貴重な資源を活かし、地場産業と観光が結びついた健康文化が調和するまちづくりを進めます。また、住んでいる人も訪れる人も四季を通じて健康的で快適に生活できるまちづくりを進めます。そして、都市的な農山漁村環境の中で、住民が誇りを持って暮らせるまちづくりを進めます。

そのために、「健康」「環境」「創造」をテーマとして、気仙文化の香り高い、安全で安心できるまち、健康で快適なまち、元気で活力のあるまちづくりを進めます。そして、「人」「地域」「産業」の調和を図ることにより、住み続けたいまち、また来てみたいまちとして、「健康で文化の薫る海浜交流都市」を創造します。

4. 都市計画区域の基本方針(実線囲みは都市計画区域の特色を活かし推進すべき方針)

(1) 豊かな自然環境の保全と多彩な地域資源の活用

高田松原など豊かな自然環境の保全と多彩な地域資源の活用を図るとともに、地域文化と伝統を活かした個性ある景観の創出に努めます。

(2) 安全で快適な生活環境の形成

道路や下水道等の生活基盤の整備・充実による利便性の向上に努め、公園や緑のネットワークによるうるおいのある空間づくりを図るとともに、快適な生活環境を有する居住環境の形成を図ります。また、津波や洪水などの自然災害から市民の生命・財産を守り、安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、防災、消防、防犯、交通安全対策等の充実・強化を図ります。

(3) 地域社会を支える産業の振興

多様化する価値観や消費者ニーズの変化、高度情報化や規制緩和の進行、流通形態の複雑化等により、これまでのようにその分野だけの産業構造ではなく、異業種の組み合わせによる産業形成や雇用の場の確保を図るため、企業誘致を進めるとともに、自然環境と伝統技術を生かした地場産業等の振興を図り

ます。

また、環境と福祉をキーワードとした産業の振興を図るべく、福祉関連産業等内発的な起業やコミュニティビジネスなどの小さな企業を多くし、就労機会の確保を図ります。

(4) 広域圏や都市内の円滑な交流を支援する交通ネットワークの形成

市民の多様な活動と交流を促進する施設及び機能の充実を図るとともに、広域圏を含めて、円滑な交流を支援する道路交通ネットワークを確立します。

(5) 豊かな暮らしを支援する都市機能の集積

文化的で健康的な生活を支える都市機能の充実と、高齢者・障害者にやさしい空間づくりに努めるとともに、ボーダレス社会の中であって、多くの地域や人々との交流と連携を図り、地域の活力を醸成するため、まちづくりイベントを企画するとともに、地域間の相互理解を深めながら、住民の協働によりうるおいのあるまちづくりを進めます。

． 区域区分の決定の有無

本区域においては、区域区分を定めないものとします。

< 判断根拠 >

- ・ 行政区域全体の動向を見ると、人口については減少傾向を示しており、今後もそれが続くものと見込まれ、また、産業動向は卸・小売販売額は減少傾向で製造品出荷額は増加傾向を示しており、土地利用動向は活発な状況にあります。
- ・ また、三陸縦貫自動車道のインターチェンジの計画予定もありますが、都市規模・拠点性等を踏まえると、無秩序な開発が急速に進展するとは考えにくく、また、一体的な生活圏（気仙広域生活圏）として本区域と結びつきが強く、都市規模・拠点性が大きい大船渡都市計画区域においては、無秩序な市街地拡大が起こる可能性は低いとして区域区分を定めないとしていること、などを踏まえると、区域区分以外の都市的土地利用規制でも十分に対応できると判断されます。

区域区分・・・無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することです。本県では、盛岡広域都市計画区域のみ定めています。

1. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 商業地

- ・ 本都市圏には、駅周辺地区、大町・荒町地区を一体とした面的な商業地が形成されており、従来から中心商業地として、また、公共施設の集積により都市の拠点として、位置付けられてきました。
- ・ 一方、国道45号沿いは、広域交通を対象とした沿道型の商業地と位置付けられており、近年、大型店を核とした商業集積が形成されつつあります。
- ・ 今後は、現在の商業地の配置を維持することを基本としながら、三陸縦貫自動車道開通等の社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて、市街地開発事業の実施、用途地域の変更等を行うこととします。
- ・ また、駅周辺の馬場前、馬場、大町地区においては、環境負荷の小さい都市の具現化を図るため、陸前高田駅と（都）高田駅前線を中心として、建物の高度利用化の推進を図ることとします。
- ・ なお、本地区の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの導入により、ひとにやさしいまちづくりに配慮することとします。

(2) 工業地

- ・ 大石沖地区、奈々切地区、沼田地区、本宿地区の4つの地区が工業地として位置付けられています。
- ・ 今後は、現行の工業地の配置を基本としますが、三陸縦貫自動車道開通等の社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて、工業地の用途地域の変更を行うこととします。
- ・ その際には、周辺の住環境への影響、交通結節点との位置、自然環境への影響、農林漁業との適正な調整等を行い、総合的に検討を行ったうえで、都市計画の変更を行うこととします。

(3) 住宅地

- ・ 駅周辺地区、大町・荒町地区の商業地を中心として半径約2kmの範囲内に概ね住宅地の用途地域が指定されていますが、市街地が標高1.5mから3.0mの低い地域にあり水害が発生しやすい地形状況になっていることから、今後、現行の住宅地の配置を維持しつつも、防災機能の強化を重視しながら、良好な住環境の形成を図ることとします。
- ・ 用途地域内における未利用地が多い箇所（地区）については、市街地開発事業の実施、地区計画制度の活用等により、地区の将来像を示しながら、良好な住環境の確保、誘導に努めることとします。

(4) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 災害の恐れがある箇所等については、市街化を抑制します。

(5) その他

- ・ 白地地域（都市計画区域内で用途地域外の地域）については、土地利用の状況などを考慮しつつ、必要に応じて特定用途制限地域の設定や建築形態規制（容積率・建ぺい率の設定）等の土地利用規制を検討します。
- ・ また、白地地域について、他法令等により土地利用規制が行われている土地を都市的な用途に供する場合には、土地利用調整を十分に行います。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の整備の方針

- ・ 本都市圏では、高田松原等を中心とした自然・文化・歴史資源を活かし、地場産業と観光が結びついた交流と連携によるまちづくりを目指していることから、県内内陸部・沿岸北部、あるいは県外とを結ぶ広域間の交流が活発に行われるよう、三陸縦貫自動車道やこれと一体として機能する広域道路の整備を促進します。
- ・ また、本都市圏は、広域生活圏として大船渡市、住田町との関係が密接であることから、地域間の交流が活発に行われるような道路網等の整備も推進します。
- ・ 既存の都市計画道路の未整備区間及び新規路線については、早期の整備を図るとともに、整備済区間については機能の維持を図ります。

(2) 下水道の整備の方針

- ・ 市街地について雨水の排水、公衆衛生及び生活環境の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資するよう下水道の整備を進めます。
- ・ また、広田湾に注ぐ古川沼については、市街地からの汚水が集中し、汚染が著しいことから、公共下水道の普及により流入汚水の減少を図り、水質改善を行います。

(3) 都市施設の整備における営農条件への配慮

- ・ 都市施設の整備に当たっては、営農条件の低下が起こらないよう配慮します。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・ 市街地については、機能的な商業地・良好な住宅地の確保、利便性の向上を促進するための基盤整備、防災対策を図ります。
- ・ その方策として、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的事業、道路、下水道及び公園の整備を検討するほか、地区計画、特別用途地区等により土地利用の誘導等を検討します。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 公園・緑地等の配置の方針

- ・ 高田松原公園については、都市の基幹公園及びビオトープの核としての環境保全機能や、緑の拠点及び自然とのふれあいの場としてのレクリエーション機能、海浜や松林を活用しての健康づくり機能、風砂による被害を防止する防災機能、名勝高田松原としての景観構成など多くの機能を持ち合わせた総合公園として多面的な利用や整備を促進します。
- ・ スポーツレクリエーションの拠点やスポーツを通じた交流の場、スポーツ振興の場としてレクリエーション機能を持ち合わせた運動公園の設置を検討します。

(2) 緑のネットワークの配置の方針

- ・ 高田松原公園や運動公園、海辺交流拠点、田園の交流拠点等を徒歩や自転車で回遊できる経路として、歩行者専用道路や幹線道路の歩道部を活用しての整備を検討します。

(3) 環境保全の方針

- ・ すぐれた海岸景観を有する高田松原等の陸中海岸国立公園に指定されている区域は、保全を図るものとしします。

陸前高田都市計画区域の将来像図

